

KFAW アジア研究者ネットワーク 新春セミナー第1回 要旨

「東南アジアの国際移動とジェンダー」

日 時 2010年1月19日(火) 18:00~19:30
場 所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ5階 小セミナールーム
講 師 北九州市立大学教授 田村慶子
参加者 22人

移民労働の主要な送り出し国であるフィリピンでは、外国で家事労働に従事する女性を保護するための法律が1995年に制定され、フィリピン大使館の管轄下にある海外フィリピン人協会やカトリック教会が運営するセンターが、フィリピン人の現地コミュニティの中核をなしています。

ただ、近年多くの家事労働者を送り出すようになったインドネシアでは、まだまだ政府レベルの保護体制が整備されているとは言えません。一方、最大の受け入れ国であるシンガポールでは、家事労働者は雇用法の対象外であり、虐待事件は後を絶ちません。シンガポール政府はNGOの提言を受け入れて、業者への管理を厳しくしたり、雇用契約に最低基準を設けたりなど、従来の姿勢を転換しつつあります。人の移動がますます活発化する東南アジアにおいて、移住労働者とりわけもっとも弱い立場の女性移住労働者を保護する国家レベル地域レベルの保護体制が緊急に求められています。

1. 東南アジアの人の移動

1970年代以降の新たな変化

- (1) 労働者の送り出しに国家が大きく関与
フィリピン 海外雇用庁
インドネシア 海外労働者派遣保護庁
- (2) 行き先の変化 中東→域内へ
- (3) 移住労働者に占める女性の割合の増加
フィリピン 74.3% (2002年)
インドネシア 72.8% (2003年)



表1. 移住労働者の行き先の変化

	1975-79年	1980-84年	1985-89年	1990-94年	1995-99年
フィリピン	42,400人	274,000人	353,900人	498,000人	562,000人
中東	67.4%	84.6%	71.8%	61.0%	42.2%
アジア	17.7%	11.2%	22.5%	30.7%	39.8%
欧米など	14.9%	4.0%	5.7%	8.3%	18.4%
インドネシア	10,400人	24,400人	63,500人	118,000人	321,000人
中東	73.7%	64.9%	78.0%	40.6%	38.5%
アジア	8.5%	20.5%	13.1%	55.5%	48.4%
欧米など	17.8%	14.6%	8.9%	3.9%	13.1%
タイ	6,300人	60,100人	89,600人	86,800人	93,100人
中東	75.7%	81.7%	72.4%	24.4%	8.9%
アジア	7.7%	5.3%	14.6%	71.9%	87.1%
欧米など	16.9%	13.1%	13.0%	3.7%	4.0%

2. 報告のねらい=労働移民のフェミニゼーション
- (1) フィリピンとインドネシアの送り出し政策
送り出す労働者の70%以上が女性
 - (2) 「労働移民のフェミニゼーション」シンガポール 外国人労働者比率 29%
 - ・受け入れ政策の概観
 - ・外国人女性労働者コミュニティ
 - ・シンガポールの支援 NGO の活動
 - ・シンガポール社会や国家の変容
3. フィリピンの送り出し政策
- 1970年代～ 「労働力だけが唯一の輸出品」
- ・海外雇用庁 労働者の雇用契約、民間の斡旋業者認定、オリエンテーションなど
 - ・海外労働者厚生庁 社会・福祉サービス
- 2004年12月 192カ国(地域)、800万人、新規労働者 93万3,588人
- 1980年代～ 女性比率の高まり
- 家事労働、看護、娯楽
- 女性への肉体的、精神的虐待事件の続発
- コンテンプラシオン事件
- シンガポールで働くフィリピン人家事労働者に死刑執行
- 「95年法」海外労働者の保護
フィリピン資料センター、労働担当官
4. インドネシアの送り出し政策
- 1990年代～ 積極的な政府の送り出し政策
- 送り出し数の目標値・・・第8次5カ年計画(2005-09年) 300万人
- 民間業者に政府が全面協力
- ↓ ←フィリピン95年法
- 送り出し労働者の増加へ
- 2006年末 29カ国(地域) 380万人
- 2006年 新規送り出し数 68万人
- 女性労働者への相次ぐ虐待事件
- 2004年法(Act of the Republic of Indonesia No.39 Year 2004 Concerning Placement and Protection of Indonesian Overseas Worker)
- ・民間の斡旋業者への規制、違反した場合の罰金
 - ・渡航前オリエンテーション、トレーニング
 - ・家事労働者の基準
 - 21歳以上で9年以上の教育を修了
 - 「海外労働者派遣保護庁」の新設(2006年)
 - 海外労働者の手数料=資金源
- 2004年法への批判
- ・政府の監視が不十分→民間業者への規制、労働担当官の派遣
 - ・家事労働者の基準が現実を反映していない
 - ・渡航前オリエンテーションは民間任せ
 - ・手数料を払わない労働者

表 2. シンガポールの受け入れ政策

	雇用許可 6万5千人			Sパス 2万5千人	労働許可 58万人
	P1パス	P2パス	Qパス		
月収 (S\$)	7,000 以上	3,500 以上	2,500 以上	1,800 以上	1,800 以下
技能の程度	高度熟練、専門職			中級レベル	単純労働
有効期間・更新	初回 2 年以下、更新後 3 年以下、退職まで更新可				2 年、更新可
雇用税	適用なし			あり	あり
雇用上限率	適用なし			あり	あり
保証金	なし			なし	あり
扶養家族パス	可			2,500 以上のみ可	不可

(注) 月収は基本給、S\$=シンガポールドル、1 S\$=72 円。

5. 「移住労働の女性化」とシンガポール

「外国人メイド（家事労働者）計画」 ←シンガポール女性の雇用促進

「家事・育児は女性の仕事」

・女性の労働力化率（15 歳以上） 1966 年 25.3% 2000 年 50.2%

家事労働者雇用の条件

- ・一定以上の収入
- ・既婚者で子どもがいる
- ・介護が必要な高齢者と同居している

外国人家事労働者（労働許可）の増加

1987 年 5,000 人、1990 年 5 万人、2005 年 16 万人＝平均 6 世帯に 1 人

フィリピン 8 万 4,000 人

インドネシア 6 万人

スリランカ 1 万 2,000 人

雇用法の適用外ー労働時間、種類は雇用主との個人契約

表 3.外国人家事労働者の「ステレオタイプ」 1999 年

国籍	特徴	初任給 S\$	休日
フィリピン	教育程度が高い、英語が流暢、自己主張が強い	300	月 4 日
インドネシア	よく働く、英語をあまり理解しない	230	月 1 日もしくは不要
スリランカ	仕事を覚えるのが遅い、衛生に問題あり	200～220	不要
ミャンマー	仕事を覚えるのが遅い、逃亡する比率が高い	250	月 1 日もしくは不要

フィリピン人労働者の待遇改善 95 年法

初任給の向上 *2007 年 3 月 S\$618

毎週日曜日を休日

往復渡航費の雇用者負担

インドネシア人、ミャンマー人の増加へ

安価で劣悪な条件の構造は不変

外国人家事労働者への政府の「監視」

- ・雇用や生活でのアドバイス
- ・半年毎の妊娠チェック
- ・「住込み」が原則ゆえに雇用主も「監視」



虐待事件、シンガポール人女性のストレス

6. 外国人労働者コミュニティ

フィリピン人

- ・海外フィリピン人協会バヤニハン・センター
スキルトレーニング、ネットワーク作り
- ・カトリック教会＝強固なコミュニティとネットワーク

インドネシア人

- ・インドネシア大使館、サルタンモスク

7. 支援 NGO の活動

シンガポールの NGO

政府による厳しい管理

団体法による登録、活動報告などが義務

登録官の大きな権限

海外からの資金に課税、監視

「外国人のためのカトリック・センター」封鎖

→1990 年前半まで NGO 活動は停滞

1990 年代後半～ 政府の態度変化、コンテンプラシオン事件の国際的影響

「活動的な市民社会」創造 ← 抑圧的政治体制への内外からの批判

- ・政府 カトリック教会などの活動を容認
- ・市民 外国人労働者の権利保護活動 TWC2 (Transient Workers Count TWO)

2004 年 家事労働者受け入れ体制見直しへ←TWC2 の影響大

斡旋業者の認可制度

受け入れる家事労働者の条件整備、雇用主・労働者向けオリエンテーション

2006 年 9 月 契約に最低基準（休日、長期休暇、給与日の明確化など）

8. おわりに

外国人コミュニティはシンガポールの国家や社会を変容させているか？

- ・市民活動の活発化・・・外国人労働者を「他者」として認める
- ・政府の姿勢の変化・・・政府と NGO との軋轢の可能性